

令和2年度第2回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和3年2月15日(月) 14:00~16:00
場所	TKP 広島本通駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム 4C
出席委員	河合委員(委員長)、内田委員、松本委員
議題	<p>議事1 入札監視委員会運営要綱の一部改正について</p> <p>議事2 入札及び契約手続きの運用状況等の報告について</p> <p>議事3 抽出事案について</p> <p>① 広島高速道路維持修繕工事 ② 広島高速 ETC 路側設備用倉庫新築工事 ③ 令和2年度高速1号線調査用基準点点検管理業務 ④ 令和2年度保全情報管理システム保守業務</p>
抽出事案の 審議対象期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申等	議事1:事務局の改正案どおり改正することを決定しました。 議事2及び3:いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 082-508-6848



議事 1 入札監視委員会運営要綱の一部改正について	
<p>1 改正理由 入札監視委員会運営要綱第 3 条各号に掲げる、入札契約手続きの運用状況等の報告様式について、報告内容の一覧性を図れるよう所要の改正を行うもの。</p> <p>2 改正の内容 (1) 報告様式の体裁について (2) 報告様式の順序について</p> <p>3 改正要綱の施行期日 令和 3 年 2 月 15 日 (委員会承認をもって即日施行)</p>	
意見・質問	回答
改正理由及び改正内容につき、特段の質疑なし。事務局の改正案どおり改正することを決定。	

報告内容								
議事 2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について								
○入札方式別の発注件数は次のとおり								
	一般競争			指名競争			随意契約	計 (件)
	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち 総合評価	うち 低入札		
建設工事	3	2	1	0	0	0	0	3
測量・建設コンサル タント等業務	6	4	0	0	0	0	2	8
	9	6	1	0	0	0	2	11
○指名停止措置を行った件数は 3 件								
措置理由				件数	対象業者数	措置期間		
不正又は不誠実な行為				1	1	1 か月		
安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故				1	1	1 か月		
建設業法違反行為				1	1	1 か月		
○低入札価格調査を行った件数は 1 件								
○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし								
意見・質問	回答							
入札及び契約手続きの運用状況の報告内容につき、特段の質疑なし。								

報告内容	
議事 3 抽出事案について	
○抽出事案 1 広島高速道路維持修繕工事	
意見・質問	回答
<p>○総合評価落札方式の「試行工事」となっていますが、これは「施行」の誤りですか。</p> <p>○1者応札ということで、競争になっていないというところが気になります。金額も高額なので、道路維持と修繕とに分けられないのですか。</p> <p>○大きいロットにして採算性を確保するという方向性も理解できますが、ただあまり大きくしてしまうと、逆に受注しにくくなるという面も考えられます。いろいろな費用が含まれていて、それが相当な金額かどうかはなかなかチェックが働きにくくなるのではないのでしょうか。例えば、維持の作業、点検、清掃、除草、雪氷対策にそれぞれどれぐらいの金額での受注か、というのは分かりますか。</p> <p>○点検作業だけではなく、待機していつでも対応できるというような費用も含まれているのですか。また、それは見積があるのですか。</p>	<p>●当社の総合評価落札方式については、広島高速道路公社建設工事総合評価落札方式の試行要領に基づいており、試行という形で運用していますので、このような表記となっています。</p> <p>●このような工事については、国や県においても参加者数が少なく、高額での落札となる傾向にあります。要因としては、技術者や作業員の高齢化による建設業界の担い手が不足していることや、事故や災害への対応のため人員を常時確保しておく必要により採算性が低くなっているということが挙げられます。</p> <p>なお、路面の補修については、損傷部分を発見後に直ちに補修を施すことが求められますが、小規模な工事がメインであり、これらをすべて別途契約とすると相当な件数となるため、一定程度の規模を一括して発注する方が合理的と考えています。</p> <p>●設計書の中では内訳として分かるようにしています。</p> <p>●大雨や降雪等の異常気象時には事前に体制を確保しておく場合があり、その待機時間は人を拘束するので費用に含んでいます。また、その費用の見積にあたっては、過去の実績に基づき、平均的な数量で想定していますが、寒波のあるなしで変動しますので、そのあたりは実績に応じて精算します。</p>

<p>○前回の維持修繕工事の受注者はどこですか。</p> <p>○前回の契約も3年の契約ですか。</p> <p>○さらにその前の維持修繕工事の受注者はどこですか。</p> <p>○そうすると実質的に競争がないように感じますが、その点は何か対策を講ずる必要性があるのではないですか。</p> <p>○こういう維持管理工事に関しては、3年単位の大規模な形での入札を行って業者を選定するという方法をとっているのですか。</p> <p>○その際には、他の事例なども勘案しながら、業者に手を挙げてもらいやすいように規模を大きくしているということですか。</p> <p>○小規模な工事の積み上げなので、工期を3年間に固定することで、受注業者においても計画的な人員配置が可能となり、細かいところに色々対応できるので、発注者と受注者双方にとってウィンウィンになるということですか。</p> <p>○設計の段階で、どの路線でどういう工事をしてほしいというものを細かに出した上での話になるのですか。また、その工事が実際に行われているかどうかをどのように検証しているのですか。</p> <p>○仮に予定したよりも雪がたくさん降って作業量が増えたときは、実績に応じて行うことで予算オーバーになることもあるのですか。</p> <p>○入札参加者が1者というのは、3年とか複数年にしても、それだけうまみがないということ</p>	<p>●前回は今回の業者です。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●その前の工事と同じ業者です。</p> <p>●前回の入札参加資格では、高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における交通規制を行ったものとしていましたが、門戸を広げるため、今回の入札参加資格では、交通量が2万5000台以上の道路における交通規制を行ったものとししました。これにより、10者から27者に広がりましたが、結果的に応札者は1者でした。</p> <p>●はい。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●そういうことになります。</p> <p>●舗装や維持工事など積算基準があるものについては、それに基づいて算定します。点検等については、過年度の実績を踏まえた平均的な数量をもとに算定します。作業を行った後は、実際の数量にもとづき精算します。</p> <p>●あり得ます。</p> <p>●小規模な維持工事の履行にあたってはマンパワーが重要な要素となるので、各社とも自社</p>
---	--

<p>でしょうか。</p> <p>○仕事を確保できるという点では、単年度よりも複数年の方が取りがいはあると思います。</p> <p>○分割発注より一括発注の方が、応札業者が増える可能性があるのでしょうか。</p> <p>○応札しない理由を取材することはできませんか。継続的に責任を持ってやってもらえるので、安心安全なところを考えれば、このままでいいのかなとも思いますが、競争入札を実施しているという面からすると、長年同じ業者ということになると、緊張感がなくなって質も落ちてくるかもしれないので、難しいのかもしれませんが、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>○公告など入札に関する情報については、どのように開示していますか。</p> <p>○入札参加資格のうち、同種工事の要件について該当する部分を増やしたということについて、それに該当する業者が知らないということはあるですか。</p> <p>○指名競争入札を行うことは難しいのですか。</p>	<p>の施工能力をふまえつつ、受注可能かどうかについて逡巡しているものと推察しています。</p> <p>●労務単価が上昇していることもあり、一概に複数年の方がよいとは言いきれない面があります。</p> <p>●分割することで、規模が小さくなってなおかつマンパワーが分散してしまうのではないかと思います。ある程度のロットが、受注者においてもメリットがあると考えています。</p> <p>●掲示という方法と、ホームページへの掲載という、2つの方法で開示しています。</p> <p>●公告の期間は十分にとっていますが、入札参加資格に該当する業者へ通知している訳ではありませんので、知られていない可能性はあります。また、入札参加資格に該当する業者についても、あくまでも当公社で調査して把握したものですので、これら以外にも該当する業者が存在する可能性もありますが、こうした業者も含めて通知するのは難しいです。</p> <p>●国の通知では、調達において競争性を高めるためには、原則として一般競争入札によることとされており、当公社もこれに基づき一般競争入札によっています。指名競争入札というのは恣意的になる可能性がありますので、一般競争入札を実施して応札者がいなかった場合等限定して運用することとしており、最初の段階から指名競争入札で実施することはしていません。</p>
--	---

○なかなかこの状況だと競争性が高まらないので、むしろ指名競争のように入札参加資格を有していることが分かる形で行う方が実質的には、他の者が入ってくる可能性もあると思います。

(回答：総務部長、保全課長、事務局)

報告内容	
議事 3 抽出事案について	
○抽出事案 2 広島高速 E T C 路側設備用倉庫新築工事	
意見・質問	回答
○1 者応札にもかかわらず、落札率は低入札ということで、非常に低い金額になっていますが、この辺りどのような事情があるのでしょうか。	●低入札価格調査におけるヒアリングでは、同種工事の施工実績があり、そのノウハウにより安価にできるということ、また自社施工により外注経費を抑えたということ、これらの理由で利幅を確保しながら低価格での入札が可能であったとのことです。
○何か、他社が参入しにくい、あるいは人気がないとか、そういう点はどうでしょうか。	●今回の工事の内容は、基礎の工事をして、プレハブを買ってきて設置するという単純で簡易な工事であり、誰が入ってきてでもできるものです。西日本豪雨災害の復旧関連で作業員や技術者がひっぱりだこの状態の中、広島県における公共工事においても不調が相次いでいると聞いています。
○ガレージの仕様は指定ですか。	●基礎形状やプレハブ形状を図化した上で、指定しています。
○ガレージの材料代は工事費に含まれているのですか。	●含まれています。
○本件の入札に関する情報もホームページと掲示で公表されているのですか。	●そのとおりです。それと、建設業界の専門紙へも掲載しています。
	(回答：保全課長)

報告内容	
議事 3 抽出事案について	
○抽出事案 3 高速 1 号線調査用基準点点検管理業務	
意見・質問	回答
○3 者で競争になっているようには見えますが、応札者の入札金額はほぼ調査基準価格で入れてきています。調査基準価格というのはある程度予測ができるものなのですか。	●積算基準書や歩掛、単価というのは、公表されていますので、それに基づいて計算をすれば算出できます。
○そうすると、本件で低価格入札となった社は、計算を誤ったということでしょうか。	●そういうものと思われれます。
○結局、調査基準価格をちょっと上回るあたりでの競争になっているということですか。	●そのように思われれます。
○調査基準価格を予測できないようにするというのは難しいのでしょうか。	●現状ではこの形で競い合ってもらうしかありません。
○先ほどの説明で、この業者は、低入札調査をする前に辞退したとのことですが、本来、低入札調査入札前に、自社が低価格入札になっていることは分からないのではないですか。	●こちらから、低価格入札になったことを通知しますので、それで業者側も知ることとなります。
○調査基準価格を下回る金額で入札してしまうと、その第三照査技術者をたてないといけないうことで（費用が）高くなってしまいうことですか。	●そういうことです。
○それは避けたいから、辞退ということになるのですね。低価格入札になったという通知を受けた後で辞退すると、コンサル会社は次の入札に参加できなくなるのですか。	●辞退の際のペナルティーはありません。
○資料 50 ページのところの備考欄に公社実績ありとあるのは、測量建設コンサルタント等業務での実績ということですか。	●本件業務は毎年度発注しているので、公社発注の業務の受注実績ということですか。
○すると、実績を有する 2 者のうち、どちらかが受注してきたということですか。	●そのとおりです。
○公告にある、業務実績を有する者であることというのは、この公社か、広島県や他の都道府	●民間発注の業務は実績には入りません。

<p>県の業務実績ということで、民間での業務は実績には入らないということですか。</p> <p>○そうすると、いつまでたっても受けてくれる業者の範囲が広がりませんよね。過去の実績がないと入札に参加できないとすると、ずっと参加できなくなるのではないですか。</p> <p>○そういうことでもないかぎり、通常だと新たな事業者は、入札の土俵に乗れないということだと思います。</p> <p>○調査基準価格ギリギリで入ってきているので、元々の予定価格の設定が高いのではないのでしょうか。予定価格の見直し等は考えられませんか。</p>	<p>●2年前の災害の際には、コンサルタント業者がないというときには、過去の実績を問わずほとんど入ってもらったので、そのときに実績作りできたということがあります。</p> <p>●国や県、市では、建設工事の発注に際して、業界の育成という観点からそのような配慮をしていますが、当会社においては、業務の成果品の品質の安定性を確保するという観点から、実績要件を求めるという考えです。</p> <p>●積算基準や歩掛はあらかじめ定められたものですので、当会社独自に策定するというのは難しいです。</p> <p style="text-align: right;">(回答：総務部長、担当課長)</p>
--	--

報告内容	
議事 3 抽出事案について	
○抽出事案 4 令和 2 年度保全情報管理システム保守業務	
意見・質問	回答
<p>○なかなか特殊な契約というところで他の業者との競争は難しいということは理解できますが、毎年 426 万円かかるとして、この業務内容の保守と改修等、データ利活用補助業務、バックアップ機器更新、この内訳はどのくらいの金額になりますか。</p> <p>○それぞれの価格の合理性はどういう形でチェックしていますか。</p> <p>○最初にシステム構築した業者から離れられないと思うのですが、最初の段階で、毎年の補修の料金がかかる契約にはなっていないのですか。</p> <p>○将来的に、システムの入替は予定されていますか。</p> <p>○現状維持で毎年やっていけば、変化はなくて</p>	<p>●システムの保守が約 20%で約 87 万円。システム改修が約 34%で約 147 万円。データの利活用に関する補助業務が約 27%で約 116 万円。バックアップの機器更新が約 12%で約 53 万円、などとなっています。</p> <p>●随意契約を行う場合は、設計書を構成する単価や歩掛がないので、業務内容を明記した見積条件にもとづき見積書を徴取しています。提出された見積書に対して、過年度業務における作業内容の実績をふまえて、見積価格の妥当性の確認を行うとともに、見積書に計上されている労務単価などが最新の公表の単価となっているかなども確認しています。また、この随意契約の相手方とは別の 2 者に対しても見積もりを徴取し、3 者での最低価格を採用した上で、発注者側で積算、設計書を作成し、予定価格を設定しています。</p> <p>●契約上、3 年間の瑕疵担保期間があり、この期間の間の不備、不具合については随時修正するという内容ですが、保守契約は結んでおりません。瑕疵担保期間経過後の平成 26 年度以降、保守契約を結んでおり、毎年 100 万円程度かかっています。あとは必要に応じシステム改修を実施しています。</p> <p>●現状ではこれまでの蓄積データを有効に活用しているという状況なので、今すぐに更新するという段階ではありませんが、首都高速や阪神高速等における新技術を用いたシステムの導入事例など情報収集に努めており、既存システムの更新又は改修については、これらの動向や経済比較をふまえて考えていきます。</p>

安定的には運用できるのでしょうか、新しいシステムを入れた方が効率的で非常に使い勝手が良く、コストが下がるというような経済比較ができるのであれば、新しいシステムの導入は必要なことかと思えます。既存のシステムを継続することの合理性のチェックも必要だとは思いますが、新たなシステムを入れたときにどうなるのかというところの検討のお話も、今後教えていただけると非常にありがたいと思えます。

○プログラムの著作権というのは、消えることはないのですか。

●著作権の存続期間については、例えば一般の文学作品では数十年など、法に規定されていると思えます。制度的に限度はあると思えますが、電子的な著作物に関しては、その著作物が使用できる間は消滅するという事はないと思えます。

(回答：建設課長及び課長補佐)